

郵便法施行規則の一部を改正する省令の概要

(「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う郵便法施行規則の改正)

(1) 背景

成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）の人権の尊重等を趣旨とした「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）」が本年 6 月 14 日に公布された。

本法は、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、資格や営業許可等の対象から、成年被後見人等を一律かつ絶対的に排除する趣旨の規定を設けている制度について、心身の故障等がある者の適格性に対する個別的、実質的な審査によって各資格等の特性に応じて個別に審査する規定に見直すことを内容としており、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）に規定する郵便認証司の制度についても、成年被後見人等の絶対的欠格条項を削除し、任命後に業務執行に支障が生ずるような場合等を個別に審査することとする改正を行った。

本法の施行に伴い、郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号）において、個別審査規定等の整備が必要となるため、今般、所要の省令改正を行ったもの。

(2) 改正の概要

- ① 総務大臣が郵便認証司を罷免することができる場合として郵便法第 62 条第 2 号に規定する「心身の故障により認証事務を適正に行うことができない者として総務省令で定めるもの」について、具体的な要件を定めることとする。（郵便法施行規則第 18 条の 2）
- ② 上記①の場合について、監督官庁が可及的速やかに把握する必要があるため、日本郵便（株）に対して郵便認証司が罷免事由に該当することとなった場合における報告義務を定めることとする。（郵便法施行規則第 20 条）

(3) 施行期日

令和元年 12 月 14 日

※ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律 附則第 1 条第 2 号に掲げる施行期日が、公布の日から起算して六月を経過した日である令和元年 12 月 14 日であるため、法律の施行日と同じ日から施行することとする。